

一般社団法人山梨県浄化槽協会からのお知らせ

法定検査手数料の改定について

検査料金については、平成4年に改定を行って以来、28年間現行料金を維持してきましたが、消費税率変更による消耗品の価格上昇や検査実施にかかる諸経費などの増加が避けられない状況のため、2021年（令和3年）4月1日より、次のとおり浄化槽の検査手数料を変更させていただきます。ご理解を賜りますようお願いいたします。

2021年4月1日からの検査手数料

人槽区分	7条検査	11条検査
10人以下	8,500円	4,500円
11～50人	10,500円	6,500円
51～100人	12,500円	8,500円
101～300人	14,500円	10,500円
301～500人	17,500円	13,500円
501～1000人	20,500円	16,500円
1001～	24,500円	20,500円

検査手数料は非課税です。

一般社団法人 山梨県浄化槽協会
(浄化槽法に基づく山梨県の指定検査機関)

甲府市西下条町965番地 電話055-288-1132

浄化槽管理者の義務

浄化槽は、家庭などの生活排水を処理して、きれいな水を放流するための設備です。浄化槽の機能を保つため、管理者には次の責務が義務付けられています。

① 保守点検

保守点検とは、浄化槽の機能が良好な状態で維持されるよう、機器や消毒の点検、調整などを行います。

保守点検の回数は、浄化槽の種類ごとに定められています。

保守点検は、山梨県（甲府市の区域は甲府市）の登録を受けた業者に委託してください。

② 清掃

清掃とは、浄化槽内の汚泥を引き抜き、機器類の洗浄をすることです。

原則として、年1回以上実施する必要があります。

清掃は、浄化槽設置場所の市町村の許可を受けた清掃業者に依頼してください。

③ 法定検査

法定検査とは、浄化槽の定期健診ともいわれ、保守点検や清掃が適切に実施され、浄化槽の機能が正常に維持されているのか、また、放流水の水質が基準を満たしているかなどを確認するための検査です。

検査には、浄化槽の使用開始3ヶ月後から5ヶ月以内に実施する7条検査と、年1回実施する11条検査があります。

法定検査は、山梨県知事からの指定を受けた一般社団法人山梨県浄化槽協会が実施しています。

保守点検に関するお問い合わせ

山梨県森林環境部大気水質保全課

☎ 055-223-1511

甲府市環境総室環境保全課

☎ 055-241-4312

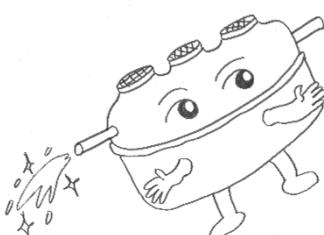
法定検査に関するお問い合わせ

(一社) 山梨県浄化槽協会

☎ 055-288-1132

清掃に関するお問い合わせ

お住いの市町村の浄化槽担当窓口



きちんと管理して
きれいな
水を流しましょう